

福祉生活病院常任委員会資料

(令和8年6月9日)

【 件 名 】

- 第10期鳥取県介護保険事業支援計画・老人福祉計画策定・推進委員会の設置について
(長寿社会課)・・・2
- 第1回鳥取県子ども・若者等自死対策プロジェクトチーム会議の結果について
(健康政策課)・・・3
- 令和8年度の鳥取県ドクターヘリの通年運航確保等について
(医療政策課)・・・4
- 鳥取県内の医師育成、確保等に係る連携協力に関する鳥取大学との基本協定の締結について
(医療政策課)・・・5

福祉保健部

第10期鳥取県介護保険事業支援計画・老人福祉計画策定・推進委員会の設置について

令和8年6月9日
長寿社会課

本県における高齢者の保健福祉分野に関する取組や施策の方針を定める標記計画は3年を1期としており、今年度は計画策定年度となります。

計画の策定にあたっては、学識経験者、保健医療福祉関係者、被保険者、保険者で構成する計画策定委員会において意見を聴くこととしており、このたび、6月4日に標記委員会を設置し、第1回委員会を開催しました。

1 鳥取県介護保険事業支援計画・老人福祉計画策定・推進委員会の概要

(1) 組織 委員会は、全体会のほか、認知症分科会及び介護人材確保分科会を置き、各分科会での議論の内容を計画策定に反映させる。

(2) 委員 23名

分野	所属	役職	氏名	分野	所属	役職	氏名
学識 経験	鳥取大学地域学部	教授	竹川 俊夫		(社福)鳥取県社会福祉協議会福祉人材部	部長	濱本 義則
	鳥取大学大学院医学系研究科 臨床心理学講座	教授	竹田 伸也		(一社)鳥取県薬剤師会	常任理事	小林 康治
保健 医療 福祉	鳥取県東部医師会	監事	乾 俊彦	保健 医療 福祉	(一社)鳥取県歯科医師会	理事	国竹 洋輔
	鳥取県訪問看護支援センター	看護師	村上 志奈		(一社)鳥取県歯科衛生士会	顧問	高場 由紀美
	鳥取赤十字病院外科/救急部	部長	山代 豊		(公社)鳥取県栄養士会	会長	福田 節子
	鳥取県老人保健施設協会	副会長	田中 彰		琴浦町社会福祉協議会	生活支援コーディネーター	青木 蓮音
	鳥取県老人福祉施設協議会	会長	大橋 茂樹		(公社)鳥取県認知症の人と家族の会鳥取県支部	代表	吉野 立
	日本認知症グループホーム協会 鳥取県支部	支部長	藤井 武親		(一社)認知症本人ワーキンググループ		藤田 和子
	鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会	副会長	宇野 弘哲		鳥取市福祉部長寿社会課	次長兼長寿社会課長	松本 縁
	鳥取県介護支援専門員連絡協議会	会長	岩床 淳弘		三朝町健康福祉課	課長	漆原 良次
	(一社)鳥取県介護福祉士会	会長	岡垣 一樹		江府町住民生活課	課長	松原 順二
	中部成年後見支援センター ミットレーベン	所長	河本 勢津子				

2 第1回委員会の概要

令和8年6月4日、第10期計画の基本目標、重点課題等について、今後検討を進める方向性を確認した。

(1) 基本目標(案)を「行政・企業・地域団体・住民等が一体となって、誰もが自分らしく暮らし続けられる地域をつくる」とした。

(2) 重点課題(案)を、次の項目とした。

- ①2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現
- ②中山間地域等の地域の実情に応じた介護サービスの質と量の確保
- ③介護人材の確保並びに介護現場の生産性の向上の推進
- ④認知症施策のステージアップ
- ⑤災害対策の強化

(3) 委員からの主な意見

- ・認知症基本法の目的である「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすこと」の理解促進が重要である。支援者目線だけでなく、認知症本人の目線による地域づくりの視点を持った施策展開を期待する。
- ・中山間地域対策、介護人材確保対策にしっかり取り組むことが重要である。
- ・高齢者にとっては、低栄養改善、口腔ケア対策が重要である。

3 今後のスケジュール

令和8年 6月～	計画案の検討開始(⇒委員会で審議 令和8年度中に5回開催予定)
7月	厚生労働省が基本指針を提示
10月～	市町村等ヒアリング及び市町村介護保険事業計画との調整
12月～	パブリックコメント実施
令和9年 2月	計画案のとりまとめ
4月～	第10期計画スタート(計画期間)令和9年～令和11年度

第1回鳥取県子ども・若者等自死対策プロジェクトチーム会議の結果について

令和8年6月9日
健康政策課

全国的には小中高生の自死者数が過去最多を更新（令和7年警察庁統計）するなど、子ども等の自死が大きな問題となっています。また、小中高生の「死にたい」「消えたい」気持ちの相談先の50%が生成AIである（NPO調査）など、自死を巡る子ども等の相談環境が変化しています。これらの状況を踏まえ、今後の自死対策を検討するため、有識者によるプロジェクトチームを発足させ、第1回会議を開催しましたので、その概要を報告します。

1 日時及び方法

令和8年5月28日（木） 午後4時30分から5時30分まで・WEB開催

2 構成員等

(1) プロジェクトチーム構成員（7名）

岩田 正明（座長） 鳥取大学医学部精神行動医学分野教授（精神行動医学有識者）
鳥海 不二夫 東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻教授（生成AI有識者）
櫻井 鼓 追手門学院大学大学院心理学研究科教授（心理学有識者）
池田 夏樹 学校法人鶏鳴学園青翔開智中学校・高等学校教諭（生成AI活用）
武内 稔衛 鳥取県PTA協議会理事（保護者代表） ※第1回会議欠席
精神保健福祉センター原田所長、生徒支援・教育センター八木所長

(2) 参考人（第1回会議のみ参加）

根岸 親 NPO法人 自殺対策支援センターライフリンク副代表
鈴木 洋平 同 情報デザイングループグループリーダー

3 議 題

子ども等の自死を巡る状況と生成AIへの相談について

(1) 「人はAIに人格を見るか～生成AIの迎合性と心理的依存～」(鳥海教授)

(内容)・生成AIは気持ちを理解するのではなく、相談者の言葉に最適な応答を大量データから選択する。
・好まれる回答、同調、迎合的な応答の積み重ねにより、AIへの愛着や依存が発生する。
・人は単純な会話でも「人格」を感じる認知特性を持っており、AIの基本設計（人らしい会話、寄り添う、否定しない）上、AIと知っていても人間と会話しているように感じる。
・社会的リスクの解決に向けて真のリスク（人間の心理やAIの設計）は何かなどを見極めることが必要である。

(2) 自殺念慮や人・生成AIへの相談実態調査の結果について（自殺対策支援センターライフリンク）

(内容)・小中高生の傾向として、しんどい気持ちを相談する相手「いる（25%）」、「いない/そもそも相談しようと思わない（54%）」、しんどい気持ちが限界になった場合の相談先として最多は「生成AI（50%）」であり、生成AIへの相談理由は、「否定されない」「気を使わなくていい」「バレない」等であった。
・周囲に望むこととして「気づいてほしい、声をかけてほしい（62%）」等の回答があった。

<主な意見>

○櫻井教授 生成AIは人によっても回答を変える。相談側も話すことを全て汲み取ってもらうことや回答を得ることだけが目的ではないと思う。相談者の主訴や危険な行動に移る要因を慎重に明らかにしていく必要がある。

○池田教諭 生徒が生成AIに相談することが増えている印象である。生成AIへの相談自体は悪いこととは思わないが、子どもが生成AIに相談していることを知った教員や親が、適切に受け入れることができるかどうか課題である。

○原田所長 相談を受ける側は、生成AIから何を言われたのか相談者から教えてもらうこと、また、生成AIに对人相談窓口にも相談していることを伝えた上でやり取りしてもらうよう伝えることが必要だと感じる。チャットGPTは相談者に助言する友達のうちの1人のような立場である。相談の幅を広げる意味で生成AIと一緒にやっていたらと思う。万が一の時に市町村や医療機関が迅速に対応できるようにしているか検討する必要がある。

○八木所長 ハードルの低さやアクセスのし易さという点で生成AIは貴重なツールである。最後は学校の専門家が人間同士の繋がり子ども達に迫れるような相談や人間関係のスキルを培っていくことが必要である。

4 今後の予定

年内に4回程度の会議を開催し、鳥取県自死対策計画（令和6年～11年）の中間見直しや鳥取県青少年育成条例への反映等を目指す。

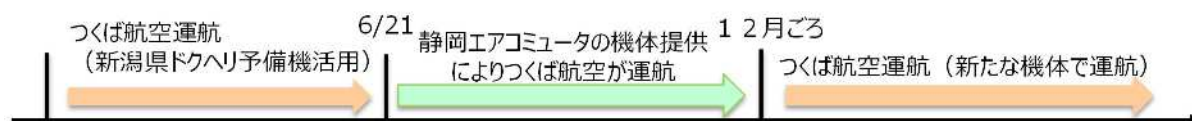
令和8年度の鳥取県ドクターヘリの通年運航確保等について

令和8年6月9日
医療政策課

鳥取県ドクヘリ運航会社（つくば航空）が静岡エアコミュータ株式会社（静岡市）との連携により、つくば航空単独で運航できない6月下旬から12月ごろの期間も含めて、機体確保の調整が付き、通年運航体制を確保しましたので報告します。

1 令和8年度の鳥取県ドクターヘリの通年運航確保

4月より「つくば航空」による運航を行っている鳥取県ドクターヘリは、他の運航会社との連携による運航予定であった6月下旬から12月ごろまでについて、「静岡エアコミュータ株式会社（静岡市）」から同型機体の提供を受けることが決定し、通年の運航体制を確保した。



【参考：つくば航空株式会社】

- ・所在地:茨城県つくば市上境 992 番地 代表取締役社長 中田 俊之
- ・事業内容:ドクヘリ事業、防災ヘリ受託運航、航空写真撮影、整備業務、遊覧飛行等
- ・鳥取県ドクターヘリ運航実績 4月：17件、5月：38件

【参考：静岡エアコミュータ株式会社】

- ・所在地:静岡県静岡市葵区栄町 1-3 代表取締役社長 杉山 博敏
- ・事業内容:航空運送事業、航空機の運航及び保守管理の受託、訓練等

2 3府県（兵庫県、京都府、鳥取県）ドクターヘリ（豊岡病院基地）の運航停止

3府県ドクターヘリについて、運航事業者であるヒラタ学園の整備士不足により、「6月において2週間程度の運航停止」となるほか、「7月から9月まで全日運航停止」が生じることとなった。

(1) 運航停止期間

6月9日～6月27日（うち13日間）
7月～9月については「全日運航停止」

(2) 兵庫県内ドクターヘリ緊急連絡会議の概要

6月1日に兵庫県が緊急連絡会議を開催し、現状や課題について確認した。

- 出席者：兵庫県 斎藤元彦知事、守本豊副知事、守本真一副知事、公立豊岡病院 三輪聡一病院長（3府県ドクヘリ基地病院）、豊岡市 門間雄司市長 等
- オブザーバー：鳥取県 平井伸治知事、京都府健康福祉部医療課課長 等

○主な発言

【鳥取県 平井知事】

医師搭乗型消防防災ヘリや鳥取県ドクヘリの運航による応援や、運航会社の紹介に協力し、通年運航に向かえる体制ができるよう、最大限サポートする。

【兵庫県 斎藤知事】

但馬地域をはじめ、広大な県域を持つ兵庫県にとってドクヘリは重要。中長期的に人員の確保や安定的な運航体制が確保できるよう全力を尽くしたい。今月末までに運航対策検討会を設置し、病院や関係自治体と当面の対策を協議する。

(3) 運航停止に伴う本県の対応状況

鳥取県ドクヘリ運航範囲である鳥取県東部エリア、兵庫県北部エリア（新温泉町、香美町）について、つくば航空、鳥大病院（基地病院）と連携して対応するとともに、医師搭乗型消防防災ヘリの活用により応援体制を整え対応する。

また、兵庫県の運航確保に向けた取組に対し、サポートを行う。

鳥取県内の医師育成、確保等に係る連携協力に関する鳥取大学との基本協定の締結について

令和8年6月9日

医療政策課

県内における地域医療に貢献する医師の育成、確保及び地域の医療機関への派遣を行う体制を維持、確保するため、鳥取大学医学部地域枠（特別養成枠）・自治医科大学の医学生及びこれらを卒業した県派遣医師等に係る鳥取大学と連携協力に関する基本協定を締結しましたので、概要を報告します。

1 締結式

- (1) 日時 令和8年6月5日（金）
午前10時40分から午前11時まで
- (2) 場所 鳥取大学鳥取キャンパス Tottori uniQ
- (3) 出席者
鳥取県 知事 平井 伸治
鳥取大学 学長 原田 省



締結式の様子

2 協定における連携事項

県及び鳥取大学は、次の事項について相互に連携・協力して取り組む。

協定の連携項目	実施内容及び効果
○義務年限後の県内定着を見据えた、鳥取大学医学部地域枠（特別養成枠）及び自治医科大学の医学生の在学中から県派遣医師の義務年限中まで一貫した育成、キャリア支援及び県内定着促進	○鳥取大学地域医療学講座と鳥取県地域医療支援センターを一体的に運用し、医学生・県派遣医師の「プラットフォーム」（拠りどころ）を設置する。 <効果> プラットフォームが医学生・県派遣医師の在学中から義務年限まで一貫したキャリア支援を行い、県派遣医師の将来のキャリア形成に対する不安を軽減することで県内定着を促進する。
○県派遣医師の県内公立病院等への派遣 ○上記に係る県派遣医師の派遣に係る計画案は、派遣先の公立病院等及びその開設者である市町村長等の意向を踏まえ、鳥取県と鳥取大学で協議の上、共同で作成する。鳥取県は当該計画案を基に各公立病院等に派遣する医師を決定し、鳥取大学に通知するとともに県派遣医師に対し勤務を命じる。	○県と鳥取大学が共同で県派遣医師及び派遣先病院、市町村長の意向等を聞き取りし、派遣案を作成する。 <効果> 各派遣医師のキャリア形成に配慮した、より各病院・地域のニーズに沿った派遣ができる。

3 今後の予定

鳥取大学、県、自治体、関係病院長等によるキックオフミーティングを7月に開催予定。以後県及び鳥取大学で関係市町、病院等との協議・意見交換を行い、令和9年度に始動できる体制を構築する。

※参考

- 鳥取大学地域医療学講座…平成22年、県の寄附講座として鳥取大学が開設。
主に医学生を対象とし、地域医療の実践と研究、教育を行う。
- 鳥取県地域医療支援センター…平成25年、県と鳥取大学医学部附属病院が共同設置
主に地域医療を担う医師を対象とし、キャリア形成支援や医師不足病院の支援等を行う。

鳥取県内の医師育成、確保等に係る連携協力に関する基本協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と国立大学法人鳥取大学（以下「乙」という。）は、県内における安定的な地域医療提供体制の確保に向けた医師の育成、確保及び地域の医療機関への派遣等に連携して取り組むため、次のとおり基本協定を締結する。

一 目的

甲及び乙が緊密に連携協力することにより、県内における地域医療に貢献する医師の育成、確保及び地域の医療機関への派遣を行い、もって地域の医療提供体制の維持、確保を図る。

二 対象とする医師等

協定の対象は、乙（医学部特別養成枠に限る。）又は自治医科大学に在学する医学生（以下「地域医学生」という。）及びこれらを卒業した義務年限内の医師（以下「県派遣医師」という。）とする。

三 連携事項

- 1 甲及び乙は、次の事項について相互に連携、協力して取り組む。
 - (1) 義務年限後の県内定着を見据えた、地域医学生の大学在学中から県派遣医師の義務年限中まで一貫した育成、キャリア支援及び県内定着促進
 - (2) 県派遣医師の県内公立病院等への派遣
 - (3) その他、一の目的を達成するために必要な事項
- 2 甲及び乙は、上記1に必要な体制整備に取り組む。
- 3 乙は、上記1に係る地域医学生への教育及び情報提供に努める。
- 4 1(2)に際し、県派遣医師の派遣に係る計画案は、派遣先の公立病院等及びその開設者である市町村長等の意向を踏まえ、甲乙協議の上、共同で作成する。甲は当該計画案を基に各公立病院等に派遣する医師を決定し、乙に通知するとともに県派遣医師に対し勤務を命じる。

四 守秘義務

甲及び乙は、協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、協定に関して知り得た情報を提供することができる。

五 協定の有効期間

協定の有効期間は、協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも解除の意思表示がないときは、この期間は更に1年間延長し、その後においても同様とする。

六 その他

協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲乙協議の上決定する。

協定締結の証として協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和8年6月5日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

乙 鳥取市湖山町南四丁目101番地
国立大学法人鳥取大学
鳥取大学長 原田 省